

学童保育の指導員（支援員）配置基準の堅持と さらなる処遇改善を求める意見書（案）

（日本共産党堺市議会議員団提案分）

学童保育は戦後、母親の就労が増加するに伴い、放課後に保護者が家に居ない子どもの安全・安心な生活の場を保障するため、保護者等の自主運営や市町村の単独補助による事業として全国に広がってきた。

堺市も同様に、様々な変遷を経た後、平成9年度に公設の学童保育・のびのびルーム事業が開始され、発足当初は2,520人の児童が利用。平成30年度では、堺っこクラブののびのびルーム1,522人とあわせ8,901人が利用。ちなみに、すすく教室と放課後ルームの2,491人を加えると11,392人が利用しており、この21年間で大きく拡大してきた。今日では、放課後の子どもたちの生活の場にとどまらず、成長を促す場としても重要視され、今後もニーズは一層高まっていくものと考えられる。

学童保育のニーズが全国的に拡大してきたもとの、平成10年に厚生労働省が学童保育を児童福祉法に位置づけ、平成26年度には省令で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定め、子どもの安全・安心な放課後を守るための統一的な最低基準が示された。この省令には、「支援の単位（概ね40人）ごとに専門性の高い資格を持った放課後児童支援員（指導員）を2名以上置く」ことを、「従うべき基準」として明記している。

ところが現在、内閣府設置の地方分権有識者会議において、指導員不足を解消する目的で、省令の核である「従うべき基準」を廃止、または参酌化することが検討されている。これが実施されると、資格を持つ「放課後児童支援員」は配置されず、無資格の指導員がたった1人で大人数の子どもの保育を担う事態をも生じさせかねない。

指導員（支援員）配置に関する基準は、子どもたちの安全・安心な放課後を保障するために、省令の中で唯一「従うべき基準」として定めており、言わば要である。これが「廃止」や「参酌化」されることは、安全・安心を含めた学童保育の質そのものが大きく後退させられることになると、保護者の間からも不安が広がっている。

そもそも、指導員（支援員）不足の原因は、指導員の処遇の劣悪さに起因することは明らかである。それにもかかわらず、配置基準を「廃止」したり、「参酌化」すれば、処遇はさらに劣悪になり、指導員不足をより深刻化させるのは明白である。

指導員（支援員）を使い捨てにするようなやり方ではなく、指導員（支援員）としての自覚と誇りを持って仕事に励んでもらえるよう、その処遇を改善することによって、指導員（支援員）不足の解消にあたるべきである。

よって、政府に対し、学童保育指導員の配置基準を堅持するよう求めるとともに、指導員の処遇をさらに抜本的に改善するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2018年 月 日

堺市議会